

令和6年3月22日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

○特記事項あり

石油給湯機に関する事故（リコール対象製品）について

（詳細は次頁以降参照。）

- | | |
|--|----|
| 1. ガス機器・石油機器に関する事故
（うち石油ストーブ（開放式）1件、
ガスストーブ（ガスボンベ式）1件、石油給湯機1件） | 3件 |
| 2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故
（うち白熱電球1件、ノートパソコン2件、照明器具1件） | 4件 |
| 3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故
（うち階段移動用リフト1件、
照明器具（ソーラー充電式、屋外用）1件、加湿器（超音波式）1件、
パワーコンディショナ（太陽光発電システム用）1件、照明器具1件） | 5件 |
| 4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審議を予定している案件
該当案件なし | |

1. ～4. の詳細は別紙のとおりです。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません（管理番号：A202300118、A202300130、A202300399、A202300457を除く。）。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202301123	令和6年2月14日	令和6年3月18日	階段移動用リフト	重傷1名	当該製品を使用中、搭乗者(80歳代)が転落し、負傷した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	愛知県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和6年3月14日
A202301125	令和6年1月30日	令和6年3月19日	照明器具(ソーラー充電式、屋外用)	火災	当該製品を充電中、異音が生じたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	宮城県	令和6年2月8日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和6年3月12日
A202301127	令和5年3月9日	令和6年3月19日	加湿器(超音波式)	火災	当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	神奈川県	令和5年6月29日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和6年3月6日
A202301128	令和6年3月2日	令和6年3月19日	パワーコンディショナ(太陽光発電システム用)	火災	異臭が生じたため確認すると、当該製品から発煙する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	鹿児島県	
A202301130	令和6年3月7日	令和6年3月19日	照明器具	火災	当該製品を使用中、当該製品の内部を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	福岡県	令和6年3月22日に消費者安全法の重大事故等として公表済

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において審議を予定している案件

該当案件なし